

# 福岡県公報

令和 7 年 3 月 25 日  
第 582 号

## 目 次

### 告 示 (第198号 - 第206号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	1
○都市計画事業の認可	(公園街路課) ……………	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課) ……………	2
○公衆浴場の入浴料金の指定	(生活衛生課) ……………	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) ……………	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更	(保護・援護課) ……………	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) ……………	3
<b>公 告</b>		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	4
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課) ……………	4
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課) ……………	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	5
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) ……………	6
○公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) ……………	6

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部地域総務課) ……………	6
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) ……………	6
○風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 3 条 第 1 項第 4 号の規定に基づく習俗的行事その他の特別な事情のある 日及びその地域の指定	(警察本部生活保安課) ……………	9
○福岡県風俗案内業の規制に関する条例第12条第 1 号ニの規定に基づ く習俗的行事その他の特別な事情のある日及びその地域の指定	(警察本部生活保安課) ……………	9

## 告 示

### 福岡県告示第198号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 7 日福岡県告示第116号福岡都市計画道路事業 3・3・1-41号博多駅六本松線の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-41号 博多駅六本松線
- 3 事業施行期間  
平成27年11月20日から令和10年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第199号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
春日市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業 3・4・1-174号 光町大土居線
- 3 事業施行期間  
令和7年3月25日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
春日市若葉台西二丁目、若葉台西三丁目、若葉台西四丁目  
若葉台東一丁目、若葉台東二丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第200号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年8月21日福岡県告示第731号福岡広域都市計画道路事業8・7・1-21号下大利歩行者専用道路の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
大野城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 8・7・1-21号 下大利歩行者専用道路

- 3 事業施行期間  
平成30年8月21日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第201号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年3月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	富久線 瀬高線	みやま市瀬高町本郷1171番先から みやま市瀬高町本郷1320番1先まで

**福岡県告示第202号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）の令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ(小型魚)	130トン	福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	130トン

### 福岡県告示第203号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場の入浴料金を次のように指定し、令和7年4月1日から施行する。

公衆浴場の入浴料金の指定（令和5年3月福岡県告示第166号）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

公衆浴場入浴料金の価格

大人（12歳以上の者）	550円
中人（6歳以上12歳未満の者）	200円
小人（6歳未満の者）	100円

### 福岡県告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
朝倉居116	しろくま薬局甘木店	朝倉市甘木1874-1	R6・9・1	居管

### 福岡県告示第205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯支45	白龍園 指定居宅介護支援事業所	はくりゅう園 指定居宅介護支援事業所	飯塚市綱分192-1	H28・3・20
飯介福8	特別養護老人ホーム白龍園	特別養護老人ホームはくりゅう園	飯塚市綱分192-1	H28・3・20
飯居150	白龍園ホームヘルパーステーション	はくりゅう園ホームヘルパーステーション	飯塚市綱分192-1	H28・3・20
飯居167	白龍園ショートステイデイサービス事業所	はくりゅう園ショートステイデイサービス事業所	飯塚市綱分192-1	H28・3・20

### 福岡県告示第206号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
八女居137	ベンリー薬局 八女総合病院前店	八女市高塚568-1	R7・2・4
飯居166	白龍園訪問入浴サービス	飯塚市綱分966-2	H19・12・31

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久山町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画集落地区計画の変更（令和6年12月13日6久山町告示第53号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画道路事業 3・4・33-6号 新飯塚潤野線

筑豊広域都市計画道路事業 7・7・33-2号 新飯塚潤野線側道1号線

筑豊広域都市計画道路事業 7・7・33-3号 新飯塚潤野線側道2号線

筑豊広域都市計画道路事業 3・4・33-8号 目尾忠隈線

#### 2 施行者の名称

福岡県

#### 3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県飯塚県土整備事務所 飯塚市新立岩8番1号

#### 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 都市計画事業の種類及び名称

京築広域都市計画道路事業 3・3・51-2号 行橋停車場線

#### 2 施行者の名称

福岡県

#### 3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県京築県土整備事務所 豊前市大字八屋2007の1

#### 4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
（第四工区）田川郡糸田町川宮字風体ノ前1902番9、1902番11、1911番37、1911番38、1911番40及び1911番41並びに字道ノ下1905番21から1905番24まで、1917番1、1917番32及び1917番33
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
田川郡糸田町1975番地1  
糸田町長 森下 博輝

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
うきは市吉井町千年字石原町129番1、129番4、130番1、130番9、130番28及び130番29
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社  
代表取締役 伊藤 光博

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したの

で、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
朝倉市杷木寒水	令和7年2月6日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（4級基準点測量、4級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑後市大字久富・熊野	令和7年2月28日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小郡市寺福堂地内	令和7年2月21日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡県朝倉市堤地内	令和7年2月27日から 令和7年3月28日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（GNSS測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福津市本木地内	令和7年3月4日から 令和7年3月24日まで

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会規則第8号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年3月25日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県糸島警察署の部福吉駐在所の項中「二丈吉井4074番地50」を「福吉2丁目22番12号」に改め、同表福岡県久留米警察署の部青木島駐在所の項中「城島町青木島62番地1」を「城島町青木島514番地4」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月25日から施行する。

## 福岡県公安委員会告示第85号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和7年3月25日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

## 2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

いう。)

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 7 年 5 月 15 日 (木) から同年 5 月 23 日 (金) までの間	午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで (3 日目から 6 日目までの講習については、午後 4 時 35 分まで、最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
令和 7 年 5 月 20 日 (火) から同年 5 月 23 日 (金) までの間	午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分まで (初日の講習は、午前 10 時 25 分から開始し、最終日の講習については、午後 0 時 10 分までとし、その後午後 1 時 00 分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36 名

(2) 追加取得講習

10 名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近 5 年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という

。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務に係る 1 級の検定（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する当該警備業務の区分に係る 2 級の検定（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和 7 年 4 月 7 日（月）及び同年 4 月 8 日（火）

イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第 1 号）1 通

※ 同申込書には、申込前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

- (イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者  
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
  - b イに該当する者  
合格証明書（1級）の写し
  - c ウに該当する者  
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
  - d エに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
  - e オに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 5(3)アに掲げる書面
  - (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習  
47,000円
  - イ 追加取得講習  
23,000円
- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。  
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
  - イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
  - ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。
  - エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
  - (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 7 その他
- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。  
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。
  - (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
  - (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。



(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第86号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第3条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和7年5月4日 ～ 令和7年5月5日	福岡市の全地域
令和7年7月2日 ～ 令和7年7月16日	
令和7年7月19日 ～ 令和7年7月21日	北九州市の全地域
令和7年7月26日 ～ 令和7年7月28日	
令和7年9月20日 ～ 令和7年9月22日	
令和7年8月4日 ～ 令和7年8月6日	久留米市の全地域

#### 福岡県公安委員会告示第87号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号）第12条第1号二の規定に基づき、同号二の日及び地域を次のとおり指定したので告示する。

令和7年3月25日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日 及 び 地 域	
令和7年5月4日 ～ 令和7年5月5日	福岡市の全地域
令和7年7月2日 ～ 令和7年7月16日	

令和7年7月19日 ～ 令和7年7月21日	北九州市の全地域
令和7年7月26日 ～ 令和7年7月28日	
令和7年9月20日 ～ 令和7年9月22日	
令和7年8月4日 ～ 令和7年8月6日	久留米市の全地域